摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

令和5年12月5日

摂 津 市 議 会

民生常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	
審查案件	1
開会の宣告	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第68号所管分の審査	3
質疑(三好俊範委員、福住礼子委員、森西正委員、光好博幸委員)	
議案第80号~議案第90号の審査	12
質疑(三好俊範委員、福住礼子委員、森西正委員、光好博幸委員、水谷毅委員)	
議案第71号、第77号の審査	26
質疑(三好俊範委員、福住礼子委員、光好博幸委員)	
議案第72号の審査	26
質疑(福住礼子委員、森西正委員、光好博幸委員)	
採決	36
所管事項に関する調査について	37
閉会の宣告	39

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和5年12月5日(火) 午前10時1分 開会 午後 2時2分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 增永和起 副委員長 光好博幸 委 員 福住礼子 委 員 水谷 毅 委 員 森西 正 委 員 三好俊範

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市 長 森山一正 副市長 奥村良夫 生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 松方和彦 保健福祉部次長 谷内田修 生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也 同部副理事兼産業振興課参事 山下 聰 市民課長 森口雅志 文化スポーツ課長 妹尾智行 保健福祉課長 浅尾耕一郎 高齢介護課長 細井隆昭 障害福祉課長 小西 仁

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審查案件(審查順)

議案68号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分

議案80号 指定管理者指定の件(摂津市立正雀市民ルーム)

議案81号 指定管理者指定の件(摂津市立市民ルームフォルテ301・303)

議案82号 指定管理者指定の件(摂津市立コミュニティプラザ)

議案83号 指定管理者指定の件(摂津市立別府コミュニティセンター)

議案84号 指定管理者指定の件(摂津市青少年運動広場ほか8施設)

議案85号 指定管理者指定の件(摂津市立温水プール)

議案86号 指定管理者指定の件(摂津市民文化ホール)

- 議案87号 指定管理者指定の件(摂津市立葬儀会館)
- 議案88号 指定管理者指定の件(摂津市斎場)
- 議案89号 指定管理者指定の件(摂津市立保健センター)
- 議案90号 指定管理者指定の件(摂津市立休日小児急病診療所)
- 議案91号 指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)
- 議案92号 指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)
- 議案71号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案77号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案72号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(午前10時 開会)

○増永和起委員長 ただいまから民生常 任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

- 〇森山市長 おはようございます。委員の皆さんには、お忙しいところ、昨日の本会議に引き続き、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。本日は、当委員会に付託されました令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分ほか16件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ○増永和起委員長 挨拶が終わりました。 本日の委員会記録署名委員は、森西委員 を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩) (午前10時3分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第68号所管分の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、質 疑に入ります。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 おはようございます。それでは、補正予算に関わる部分で質問させていただきます。特別会計に関わる部分に関しては、もし他の委員で質問が出てなければ、そちらで質問していきたいと思います。こちらに関わる部分で質問させていただきます。 2点、聞かせていただきます。

歳入に関して、19ページ、健康・栄養 等縦断調査費用負担金についてです。内容 について、一度、詳しく教えていただきた い。

歳出の部分で、31ページです。

過去にも聞いており、内容に関しては一 定理解しているんです。負担金の部分で、 介護サービス事業所等物価高騰対策支援 金に関わる部分です。

33ページで、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金、物価高騰の部分が何個か出ております。内容に関しては、ほぼ前回と同様かと思います。支給の方法等、変わった部分があるのか、ないのか、いま一度、確認のため、教えていただきたい。1回目、以上です。

- ○増永和起委員長 答弁を求めます。 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、1点目の ご質問に答弁をさせていただきます。

歳入の部分で、健康・栄養等縦断調査費用負担金が1,500万円ほどで計上させていただいております。これに対する歳出の部分でございますが、37ページの通信運搬費、調査票作成等業務委託料となってございます。

この部分につきましては、今年3月に健都に移転をしてまいりました国立健康・栄養研究所と3月に締結しました連携の協定に基づく事業でございます。18歳以上の市民の方で、要介護3以上の方を除くほぼ全数を対象とした健康・栄養ウェルビーイング調査を行う、その経費ということと、国立健康・栄養研究所から受ける負担金になってございます。

今回の調査につきましては、令和6年2 月下旬から3月にかけてアンケートを行うことといたしておりまして、今後、続く こととなる研究、それからこの調査に同意 を頂ける方に回答をお願いすることにな ります。

国立健康・栄養研究所とは、少なくとも、この調査を入口として20年間は継続的に回答いただいた方の公的データを研究のために市から研究所へ提供し、国立健康・栄養研究所からは研究成果、新たなエビデンスに基づくライフコース別の健康施策、取組について助言を頂くと、そういったことを想定いたしております。

この連携事業の将来像ということで申し上げますと、摂津市をフィールドとした 先進的な調査の分析結果に基づく取組を 実施することといたしておりまして、市民 の健康寿命の延伸、健康格差の解消、これ に資する取組につなげていきたいと。この 調査をベースにした連携事業として、行く 行くは摂津モデルとして全国に発信でき る、そうした先進的な取組になる、そうい った要素も含んでいるということで、ご理 解をいただきたいと思います。

それから、2点目のご質問で、物価高騰 の対策支援金のお問いがございました。

医療施設等の物価高騰につきましては 保健福祉課所管でございます。内容といた しましては、昨年同様、病院には支援金と して、一律で40万円、診療所、それから 保険薬局につきましては一律10万円と いうことで制度内容を想定いたしており ます。

昨年度に一度、支援を受けておられる機関が多数ございます。現在、検討いたしております部分としては、交付確認の書類をお送りすることで、プッシュ型での支援をできないかということで、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 今回、全体的なボリュームは少ないんですけど、質問項目ごとにお答えいただけるとありがたいです。

細井課長。

〇細井高齢介護課長 それでは、31ページ、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金についてお答えさせていただきます。

こちらの物価高騰に係る支援金につきましては、先ほどの医療の分、障害の部分も併せまして、内容については昨年度同様で考えております。

支給方法についてでございますが、昨年 度は交付申請書兼請求書という形で書類 でのやりとりをしていたところです。内容 等々、変えておりませんので、昨年度支給 実績があるところにつきましては、医療同 様、プッシュ型での支援を考えております。 こちらにつきましては、交付確認書を送る 形を考えております。

この点につきましては、現在、調整を図っているところでございまして、確認書等の発送時期は、できる限り年内の発送をした上で、1月下旬ぐらいからの順次支給としたいと考えております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 答弁が終わりました。 三好俊範委員。
- ○三好俊範委員 ありがとうございます。 1点目、健康・栄養等縦断調査費用負担 金についてです。内容について、一定は理解いたしました。20年間かけて摂津市の 市民の方、了承を得られた方のみという話で、健康状態をずっと調査していく内容だ と思います。

1点、お伺いしたいです。将来ビジョン もお答えいただきましたが、活用の仕方に ついて、例えば、夜勤が多い方、この地域 に住んでいる方とか、限定的な部分でフィ ルターをかけていって、そういう人は、こういう疾患になりやすいとか、そういった 内容が出てくるものなのかどうか。それを、 摂津市で活用して、ビッグデータとしてそ ろいきれば、転入してきて、その人が同意 されて、仕事は何をしています、ふだん何 時に寝ていますとか書けば、あなたは将来 的にこういう疾患にかかりやすいですよ というデータが出てくる未来像が描ける と思えるんです。そういったところまで見 据えた施策なのか、お伺いしたい。

加えて、同意を得られないとデータはそろわないと思うんです。個人情報になりますので、市民の方一人一人に協力していただかないといけない部分があると思います。そのあたりの周知徹底の仕方、摂津市に住んでいただかないと、なかなかデータとしてはそろわないわけで、転出されてしまうとデータが多分途中で途切れてしまうとデータが多分途中で転入されてしまうととです。例えば途中で転入されてきた方とかのデータを加えていく予定とかもあるのか、現状の見込みで結構ですので、教えていただきたい。

続きまして、物価高騰対策支援金に関して、各種ご説明いただきました。前回と違うところは、大きくプッシュ型でやられるということです。前回、既に応募されたという言い方が正しいか分からないですが、使われた方に対して、今回もどうですかとプッシュされるということです。利用者にとっても便利だと思いますし、恐らはよったのかと思います。そのあたり、本当に皆さん、もう慣れてきたというか、今までの経験を活かしていただいて、なるべく職員の負担軽減にも配慮されて頑張っていただいていると思います。大変評価したい部分と思います。

今回の部分に関しても、また何か見えてくる部分があるかもしれませんが、まだまだ物価高騰、いつまで続くか分かりません。こういう支給型は昨今、多く続いております。毎回毎回、そういった形でブラッシュアップしていただいて、今までは職員の負担がすごくかかっていたと思います。随時改善していってもらいたいので、よろしくお願い申し上げて、この部分に関しての質問を終わります。

○増永和起委員長 答弁を求めます。 浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 それでは、1番目の 質問の2回目のお問いに答弁させていた だきます。

活用の仕方の部分でございまして、ご質問にもございましたとおり、今回、国立健康・栄養研究所、いわゆる健栄研との協議の中では、ライフコース別の健康課題を明らかにしていくと、そういったことを念頭に置いてございます。これは運動の部分、それから栄養の部分、様々ございますけれども、その一人一人がこれまで歩んできた経歴であるとか、現在の生活の分野でグルーピングができるといいますか、そういった内容を今後、研究者の間で研究を進めていただくと想定をいたしております。

転入の部分につきましても、現在、まだ協議中でございます。今の想定の研究参加への同意の部分というのは、調査の部分だけになってございますけれども、ご質問のとおり、転入の方とか、後々、研究に同意をして参加をしたいという市民の方が出てくる可能性もございますので、これは引き続き、どういった入口が想定できるかということで、健栄研とも協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 三好俊範委員。
- ○三好俊範委員 ありがとうございます。 3回目、要望だけで終わります。

本当にすごい夢のある話だと私は思っています。さっき言わせていただいたような活用の仕方ができれば、摂津市がものすごい健康・医療のまちとして魅力あるまちになると思っています。何か不安があれば、摂津市に転入したらデータがあるから、一発でどういう疾患が出るとか分かるようになればすごい魅力的で、転入理由にもなると思います。

そのためにも、先ほど申し上げたとおり、 どんどんデータを蓄積していかないと活 用できるデータにならないと思います。転 出していかれる方、亡くなられる方もいら っしゃると思いますので、データとしてど んどん取り入れていかないといけないと 思います。5年後、10年後、どういう形 になるか分かりませんけども、新たなデー タを積極的に取り入れていただいて、活用 する時期が少しでも早まるようにお願い します。

加えて、もしデータが出れば、例えばこの人は年に2回がん検診を受けたほうがいいとか、そういうデータが出るかもしれません。そういう場合は、補助的なシステムも今後、大分先の話にはなるとは思いますけども、考えていっていただきたい。要望して、質問を終わります。

- ○増永和起委員長 ほかにございますか。 福住委員。
- ○福住礼子委員 今、三好委員からも質問があり、健康・栄養等縦断調査費用負担金が入ったということです。約1,536万円は健栄研からの研究費を当ててもらえたということでいいんでしょうか。また、

研究費がどのような経緯で入ってくるも のなのか、お聞きします。

それから、物価高騰に対しての医療機関、また介護サービスについてはご質問をされました。障害者の事業所については、どの施設においても若干、前年より数字が違っているんです。今回、障害者は、割と増えているので、件数とか、何か内容が変わっているのか、お聞きします。

以上です。

- ○増永和起委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、1点目の ご質問で、研究費のお問いでございました。

これは、健栄研との協議の中で、どの部分を負担するですとか、あるいは研究費用、これに活用することを健栄研の内部で決めていただいておりまして、本市における予算審議を経てご可決いただいた後に、健栄研と覚書を結ぶ想定をいたしております。

実際には、今年度の調査に係る費用につきましては、契約ですとか支出は一旦、市が行うことになりますので、その実績を持って協議をしていた応分負担ということで、健栄研に請求し、支払いを求めると、そういった流れになるということでお願いしています。

- ○増永和起委員長 小西課長。
- ○小西障害福祉課長 障害福祉サービス 事業所物価高騰対策支援金についての事 業所数のお問いでございます。

昨年度におきましては、全44事業所、 通所系事業所が19件、入所・居住系事業 所が14件、訪問系事業所が3件の計36 事業者への支援でございました。今年度に おきましては、通所系事業所が30件、入 所・居住系事業所が20件、訪問系事業所 が4件の計54件となっております。昨年 度比10件増となっております。 以上でございます。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 ありがとうございます。 健栄研の研究費がもらえて、摂津市の健 康に関する研究をしていただけるという ことです。今回、目的とする対象者は18 歳以上と思うんです。健康寿命の延伸も目 的にして、こういう研究がこれからなされ るということであれば、ぜひ18歳未満の 未成年者、そういう子たちの健康に関わる 研究を提案して、やっていただきたい。生 まれたときから何を食べるかは親の考え 方次第、経済的なことももちろんあるんで すけれども、それによって、自分の食べ物 というのは将来ずっと関わってくると思 います。あとは本人が自覚をして、大人に なったときにこういう食べ方に変えよう とかになっていきます。体を作っていく未 成年の世代に、しっかりと健康に関わるこ と、また、どういうものを食べることが将 来的にいいのか、学習能力もそうかもしれ ません。精神的な面でもキレやすい子が多 いのも、こういう食べ物の影響もあるのか と思います。

もう一つは、思春期から30代ぐらいまでは、ダイエットというのが非常にあります。最近は男性も美に対する興味はかなり上がっています。マッチョを目指す、筋肉を増やす方もいらっしゃるんです。そういう極端な体に負荷を与える、やせるため、また体を鍛える。何をとるかは本当に大事だと思っているんです。特に女性は極端なダイエットをしますと、将来的に内面の影響があって、出産にも影響してくるという話も以前聞いたことがあります。

世の中、添加物がいっぱい入っている食品がたくさんあります。それは仕方がない

と思うんです。ただ、子どもの頃から何を食べ、口に馴染んでいるものがいかに良いものか、悪いものかを知ることも大事というような研究を市からいろいろと提案することで、また研究費も頂けるのであれば、ぜひともそういった提案をいろいろ考え、進めていただきたい。要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、障害福祉サービスの事業所が 今回、複数にわたって、件数も増えたとい うことであります。そういった事業所にお きましては、本当に介護サービスもそうで すし、医療関係もそうですけれども、新型 コロナの感染症が5類に移ったとはいえ ども、まだまだ利用者の健康、感染対策、 そこで従事される方の感染対策は本当に ずっとこれからも続いていくと思います。

そんな中、事業所の運営で光熱費や様々な物価高騰の影響を受けていることを考えたとき、こういった支援はしっかりと皆様に早く行き渡るように、ぜひともまたご支援いただきたい。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終 わりました。

ほかにありますか。

森西委員。

○森西正委員 27ページ、住民基本台帳 のシステム改修委託料があります。この中 身を教えていただきたい。

先ほど来、介護、医療、障害ということで物価高騰の質問がありました。プッシュ型で、それと支援実績がないところは、交付申請書を送って請求書という流れになると思うんです。全体の中で、プッシュ型がどの程度になって、交付申請書という形で送られるところは数字的な部分で把握

をされ、もしくは前回、事業所の中で、支援金に関して必要ないということで、申請をされない事業所がどの程度あったのかを教えていただきたい。

それと、37ページの健栄研との連携協定といいますか、調査票です。連携協定で、健栄研から調査をされたりということです。本市は、連携協定して中に入っていくということであります。中へ入る入り方はどういうふうな形で入られるのか、具体的な話になっているのかどうか。例えばそういう調査をする際に、本市がその中に入りながらしていくのか、ただデータだけくださいという形で進められるのか、今の分かる範囲で教えていただきたい。

41ページ、物価高騰対策割引券交付金です。今、セッピィ割引券が1月末までで、使用できます。これに引き続いてということだと思うんですけれども、具体的に中身を教えていただきたい。

以上です。

- ○増永和起委員長 答弁を求めます。森口課長。
- ○森口市民課長 それでは、市民課に関わりますご質問にお答えいたします。
- 27ページ、住民基本台帳システム改修 委託料の中身でございます。

令和5年6月に改正戸籍法が公布されまして、住民票等に氏名のふりがなを記載することになったことに伴い、システム改修が必要となったものでございます。

改修内容といたしましては、住民票にふりがな記載を可能とするため、管理機能を追加し、実際に印字をするために、対象帳票のレイアウトを変更するものでございます。そのほか、JーLISの全国サーバーと連携する住基ネット連携プログラムの修正やコンビニ交付連携プログラムの

修正も行うものでございます。その他、関連事項の軽微な改修等もございます。こちらにつきましては、10分の10国庫補助の対象となっておりまして、歳入の17ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で歳出と同額を計上させていただいております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 細井課長。
- ○細井高齢介護課長 2番目のご質問の うち、介護サービス事業所に係る物価高騰 についてお答えさせていただきます。

支援の内容につきましては、昨年度実績で92事業所ございまして、今年度117事業所の予算を計上しております。ですので、25事業所が交付の申請をされていないんですが、こちらにつきましては改めて案内をした上で、申請書兼請求書を送付させていただきたいと思います。

また、今年度におきまして新たに開設を されている事業所が5事業所ございます。 こちらにつきましても、昨年度の取組をご 存じないかと思いますので、事業所連絡会 等々を通じまして、改めて趣旨等を案内さ せてもらった上で、申請書をお出ししたい と考えております。

以上です。

- ○増永和起委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、2番目の ご質問で、医療に係る部分についてお答え をさせていただきたいと思います。

昨年度、医療施設等の支援事業者の実績 といたしまして114件となっておりま して、申請がなかった事業所がおよそ10 事業所ほどございました。今年、新たに開 設された機関、それから事業を止められた 機関と出入りは若干ございますけれども、 122の事業所ということで、今回、予算 計上させていただいております。

介護と同じくになりますけれども、対象が三師会の所属がほとんどでございますので、新しい事業所あるいは申請が必要となる事業所については、三師会とも連携して、情報をしっかりと提供していきたいと思っております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 小西課長。
- ○小西障害福祉課長 障害福祉に係る支援金についてでございます。

プッシュ型の割合につきましては、前回、36事業所のデータがございますので、54事業所中、67%につきましてはプッシュ型でということになります。

それと、前回申請のなかったというところでございますけれども、通所系事業所が3件、入所居住系事業所が5件、訪問系はゼロ件の計8件でございます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、3番目の ご質問に答弁をさせていただきます。

調査のお問いでございまして、市の役割でございました。

今回、市民の方を対象とした調査の調査 票の中身につきましては、これは研究所の 研究者で質問事項等を決めてございます。

市の主な役割といたしましては、市民の 方が同意をされる前に、一旦、全数の調査 票の送付を行いますので、この部分の役割、 それから同意を頂いた後になりますけれ ども、公的な保有データ、同意を頂いた方 の分について、健栄研へ提供していくと、 こういったことが市の役割として想定を いたしているものでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、4番目、41ページの物価高騰対策割引券交付金に係ります具体的中身についてでございます。

こちらは10月20日から現在実施中でございます物価高騰対策割引券、セッピィ割引チケットの追加配布に係る予算でございます。税込1,000円の買い物やサービス利用ごとに1枚利用できる500円の割引券を5枚、2,500円分を一人1冊、各世帯主宛にゆうパケットで送付いたします。割引券5枚のうち、今回、1枚を小規模店限定券とさせていただきまして、利用期間を2か月程度、確保したいと考えております。また、併せまして、現在、利用期間中でございます割引券についても、利用期限を延長したいと考えております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 住基システムの件に関して、中身は住民票等に氏名のふりがなを付けられてということでありますので、よく分かりました。

物価高騰の件に関してです。昨年、申請をされていないところは、なぜ申請をされなかったのか把握されているか、もしくは要因としてはなぜか、例えば事業者が面倒くさいからとかがあるのか、教えていただきたい。この件に対する答弁は、各々か、でなくてもまとめていただいても結構です。答弁いただけますか。

それと、健栄研の調査の件です。このことによって、摂津市民が健康になる、健康寿命が延伸していくことになれば、先ほど他の委員からもありましたけれども、摂津市に住みたいということになってくると

思います。長いスパンですから、短期にはなかなか出てこないと思います。ただ、今までどういう生活をしていたことによって、高齢の方は、まだ短い期間で出てくるのかと思います。例えば本当に若い人であったら、そこは長いスパンで見ないと分からないところがあると思います。そこは摂津市の売りとして全国に発信をしていただきたいので、よろしくお願いします。

割引券の件に関してです。同じような内 容でということであります。今されている 割引券でお声があるのが、1,000円を 出して半分の500円の割引なので、1, 000円になかなか売上がいかないとい うところがあるんです。それで、お客さん から券が使えないというお声がたくさん あります。例えば飲食店、一人で行くとな かなか1,000円いかないので、お店で、 これは使えませんとお断りをしたとか、た くさん聞いています。そういう声があり、 今回はこのタイミングですから、なかなか 難しいかも分かりませんけれども、もし次 にされるときがあれば、そういった声があ ったということで、また検討していただき たい。

比較的、喜んでいただいていると思って おりますので、割引券に関してはよろしく お願いします。

- ○増永和起委員長 細井課長。
- 〇細井高齢介護課長 介護サービス事業 所に係る支援金についてお答えします。

昨年度につきましては、コロナ禍にあった中で、介護事業所においては新型コロナウイルス感染症対策介護サービス事業所補助金の支援も行っておりました。こちらにつきましては、衛生資材の購入等に対する支援を行ったもので、支給請求に当たりましては、衛生資材等の購入に係る領収書

の添付を求めておりました。こういったところで、事務の煩雑さから、なかなか申請がなかったというところもございました。物価高騰対策については、できる限り事務の簡素化を図ったところではあったのですが、それでも、コロナ対策にまだ対応されている中で、なかなか請求をされなかった事業所は確かに一部ございました。

こちらにつきましても、今年度、また新たに案内をかけさせていただきながら、できる限り請求いただくように案内をしてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○増永和起委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、2番目の 2回目のお問いで、医療に関わる部分で答 弁をさせていただきます。

昨年度、未支給でございました10件のうち約半数からは、今回の給付は不要ですということで連絡を受けております。それぞれに理由はあるものと考えておりますけれども、一つの医療機関からは、コストダウン等ができたので給付は要りませんということで、具体的な理由での辞退申出がございました。

ただ、ご質問のとおり、事務的な要因で 支給を申請できなかった機関というのが ないとは言えませんので、今年度、三師会 と連携を図りながら、できるだけ給付につ ながるような形で取り組んでまいりたい と考えております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 小西課長。
- ○小西障害福祉課長 障害福祉サービス の事業所の、昨年度、支援金の申請のなか った事業所に対しては督促を行いました。 その督促を行う中で、把握できました理由 につきましては、1件の事業者は休止中で

あると。障害福祉のサービスを休止しているために辞退をしますということでございました。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 物価高騰、これ、常時ではないので、その都度、その都度のタイミングでされるものです。常時されている部分であれば、例えば平素から声を聴いて、それを改善できると思うんです。例えば前回の審査をされていないところとか、今、確認をしてお声を聴いているということでありますから、次、もしくはその次にするときに反映できる形をとっていただきたいので、よろしくお願いします。

商品券や割引券も、何に関してもそうです。したときの声を聴いて、次回の事業に反映できるような形は、全ての事業に関してよろしくお願いしたい。要望とします。 〇増永和起委員長 ほかにございませんか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 私からは、確認を含めて簡単に2点です。1点目、今、森西委員からご質問がありましたように、27ページの住民基本台帳システム改修委託料です。 先ほどの説明で、住民票にふりがなを付ける、あるいは国で6月ぐらいに改正があったとおっしゃっていたんですけど、なぜこのタイミングで上がってきているのか確認でお聞かせください。

2点目、要望というか、意見です。41 ページの物価高騰対策割引券の交付金で す。セッピィ割引券、私も使わせていただ いています。

先ほどのお話で、現在進行形の割引券、 1月31日までを2か月延長で、割引券に 期日が書いていたかどうか分かりません けれども、いわゆる周知、古いやつがもし かすると1月31日までですよみたいなことにならないように、しっかりと利用者、店舗も含めて周知していただいて、皆さんにご利用いただけるように工夫していただきたい。

1点だけよろしくお願いします。

- ○増永和起委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 それでは、市民課に関わりますご質問にお答えいたします。

補正がなぜこのタイミングになったかというお問いでございます。

令和5年6月に改正戸籍法が公布されまして、昨年度からこの方向性というのは見えていたわけでございます。戸籍法の改正になりますので、当然、住基システムだけではなくて戸籍システム、それから戸籍附票システム、これらの改修も必要となってきます。

令和5年度当初予算で戸籍システムと 戸籍附票システムの改修委託料はそれぞれ計上させていただいております。ただし、 令和4年度の予算要求の時期にまだ住基 システム改修委託料の見積が業者で算定 できないということがございました。その ため、住基システム改修委託料のみ、この タイミングとなったということでござい ます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 戸籍は先にやられているということです。これも全国一斉にやられるということだと思います。また、システムもいろんな類似のシステムを使っている市町村もおられると思います。このタイミングで、他市も恐らく補正で上がっていると思います。恐らく仕事が集中したり、思うように進まないこともあるかと思いますので、その辺の業者とのやりとり等々、

適宜、しっかりと取り組んでいただきたい。 よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○増永和起委員長 ほかにございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩) (午前10時48分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第80号から議案第92号の審査 を行います。

本13件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 個別の質問もあるには あるんですが、全体像的な部分が多くなっ てまいりますので、お願いします。

今回、13件、公募、非公募がございまして、入札等々ありました。今申し上げましたとおり、公募をされている部分と非公募の部分があります。踏襲されてきている部分かと思いますが、公募されているものと公募されていないものについて、何でこれに関しては公募、これに関しては非公募になっているのか、改めてご説明いただきたい。

入札の部分に関しても、見させていただいたところ、入札されている事業者が基本的に1社入札のみです。その業者が勝ち取っているという形が多くございます。本来の競争原理がこの状態で働いているのかという疑問があるのです。そのあたりをどうお考えなのかと、なぜこういう形になったのか、他市でも似たような状態になっているのか。全体的な話にはなるんですけども、一度、お答えいただきたい。

1回目は以上です。

- ○増永和起委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 私から答弁させていただきますが、所管課の分は政策推進課のため、 直属ではないので、的を射た答弁ができるか分かりませんが、答弁させていただきたいと思います。

競争原理という部分は、もちろん1社では競争にはならないのは承知しております。2社以上が競争になるであろうと。ただ、公募をかけたときに、業者のそれぞれの事情があろうかと思っています。一定、指定管理者で仕事を引き受けた限りにおいては、人材の確保等々がそれぞれの業者にとっては大きな問題でなかろうかと思っております。そういう部分では、なかなか自信を持って引き受けられないこともあって、それぞれ業者が少なくなっているのではないかと思っております。

それと、一般論ですけども、指定管理の部分で公募、非公募がございました。一定の今までの流れでいきますと、それぞれ最初の、要は地方行政につきましては、まず公が施設を運営するというのが原則でございました。それから、公共的団体というのが運営するのが当然になっておりました。これは税金を使いますので、いわゆる公共とか公共的団体が運営することが望ましいというのが昭和38年の制度でございました。

それから、それ以降にそれぞれ改正がな されています。

それから、平成3年には公の施設の管理 受託者の範囲が拡大されました。この時点 での改正点というのは、公の施設を管理受 託者として、地方公共団体の一定の出資法 人を追加されました。市でたとえますと、 千里丘の摂津都市開発、ここはこれに当た るのではなかろうかと思っております。

それから、それ以後、平成15年に、指定管理者制度が誕生しております。公務を担保にしながら、利用料金を民間事業者が収受できることによってインセンティブを確保するための工夫が組み込まれております。

これをずっとひも解いていきますと、それぞれいろんな時代背景がございます。現在は少子高齢化で、それこそ財政もこれからしんどくなろうとしております。その中で、いかに効率よく施設を運営するか。これは、公全体で運営するとなれば、金銭的にもそうですし、それぞれいろんな守備範囲も広くなっておりますので、一定、民間にお任せできるところはお任せすると、これが今までの公の施設の運営の大きな流れではないかと思っています。

我々は、最小経費で最大のサービスということになりますので、指定管理者制度をうまく使いながら、それぞれのサービスを向上させることが大事になってくると思っております。

一つは、公共施設そのものは公共的必要性があるとなっておりますが、どんなに頑張っても単独で独立採算というわけにはなかなかいかないのが現状でございます。赤字が出ても仕方がないということではなしに、いかに赤字を少なくするかが我全の使命ではないかと思っております。税金で建設し、運営費用を賄っている公の施設を利用していない住民もコストを負担しております。そういう意味から、利用していないですが、コストを負担しております。そういう意味から、利用していないですが、コストを負担しているという住民を少なくすることが我々の一つの目標ではなかろうかと。つまりは、施設を大いに利用していただく、そのための民間のノウハウをしっかりと引き継ぎな

がら、しっかり民間のノウハウを展開していただきたいというのがこの指定管理者制度と我々は理解しております。

以上です。

- ○増永和起委員長 三好俊範委員。
- ○三好俊範委員 ありがとうございます。 2回目をお伺いさせていただきます。

もう一回、お聞きしたいんです。入札制度の部分で、競争原理が1社では働かないんじゃないかというところです。人材確保等が難しいという背景を教えていただきました。今回、入札者を増やすに当たって、どのような努力をされたのか、前回と変わった点があるのかどうか、教えていただきたい。

これも先ほど申し上げたんですが、他市 も同じような形で1社入札ばっかりなの かどうか、教えていただきたい。

公募、非公募の部分に関してです。いろ んな歴史があるというご説明を頂きまし た。最後のほうでお話しいただきましたが、 なかなか独立採算がとれない部分で、企業 努力をどうにかしてやって、赤字の部分を なるべく減らす努力をしていく心構えは 分かるんです。前回、福住委員もお話しさ れていましたけど、新たな公共施設を造る 際に、別府コミュニティセンターとかを例 に出して、なかなか稼働率が悪いというお 話をされていました。実際、公募されてい ない部分に関して、なかなか企業努力とい うのが数字で見えてこない部分が大いに あると思います。全体像としてだめなので あれば、別府コミュニティセンターだけの 部分をとってでも結構なので、どういう部 分を今回評価して、もう一度、お願いしよ うと思ったのか、教えていただきたい。

指定管理評価表の部分でも、公募されて いない部分、公募している部分で大きく評 価が分かれていたと思います。公募されていない部分が基本的に軒並み低く、医療系は置いといて、民間に委託している部分はなかなか評価が高いと率直な感想を覚えた記憶があります。それも踏まえて、今回、もう一度、非公募という形でお願いするのは、それで大いに結構なんですが、今までの評価とかあるわけですから、どういう部分を今回、変えてくれとお願いというか、話合いをしたのか、詳しく教えていただきたい。

もう1点、お伺いしたいんです。先ほど 副市長から、採算部分があるという話です。 一方、正雀の自転車駐輪場の部分に関して は、完全に委託ではなくて、独立採算をし ていただいて、市からは委託料を支払って いなかった記憶があります。その代わり、 売上部分で運用してほしいというお願い をしていたと思います。

今、残っている分に関しては、そんな完全に採算がとれない部分が残っているんだろうとは思いますが、委託費と収益が上がる分に関して、企業努力をお願いするということであれば、割合を今回、変えていったのかと思うんです。例えば今まで委託費8割、売上2割とってくださいという形だとしたら、次は売上3割、例えばそういうお願いを多分、流れとしてはしていくと思うんです。そのあたりも含めて、どういう形になったのか、教えていただきたい。

政策的な話が多くありますので、答えられないとおっしゃるかもしれません。民生常任委員会に付託されていますので、申し訳ないですが、お答えいただきたい。

2回目は以上です。

○増永和起委員長 全体を奥村副市長というわけにはいかないと思います。それぞれの課で、公募、非公募があると思います。

赤字を減らす努力は別府のコミセンだけでいいんですか、三好委員。

○三好俊範委員 他も答えられるのであれば、答えていただきたい。

○増永和起委員長 一つは、赤字を減らす 努力について。非公募のところは評価が低 いがどうか。

三好委員。

○三好俊範委員 別府コミセンも市民文 化ホールも一緒です。だから、その辺を含 めて、どういうお願いをしていたかとか、 どういう話合いをしているのか。

○増永和起委員長 課ごとに言ってもらいます。

赤字を減らす、評価が低い。非公募の評 価が低いということです。

入札が1社しかないところが多いが、入 札を増やす努力をどんなようにしている のか。それから、同じような施設で、他市 はどうなのか。その4点をそれぞれ答えて もらうでいいですか。

三好委員。

- ○三好俊範委員 正雀の自転車駐車場で、 そういう形もあったのか、どういう交渉を されたのかどうかも加えて。
- ○増永和起委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 それでは、るるご質問がありましたけれども、私の答えられる部分というのはごくごく限られてまいります。

それぞれ、今、入札の方法で努力をしたのか、あるいは1社が複数社になるように努力をしたのか。これについては、要は、政策推進課でいろいろ調整をしておりますので、私からは答弁はなかなか難しいと思っております。

それから、公共施設、もともとは赤字が 出るとお話しさせていただきました。自転 車置き場等々については、今までは公がや

ろうとも、民間がやろうとも、それぞれ黒 字になる施設と思っております。ただ、そ れ以外の箱物の部分については、どこの施 設でありましても、当然、赤字が出てまい ります。例えば、別府コミュニティセンタ ーを民間が造るかというたら、絶対に造り ません。それはなぜかといいますと、イニ シャルコストも、あるいはランニングコス トも、そういう部分を売上として見込めな いからと思っております。しかしながら、 そういう施設については、地域のつながり とか、あるいは地域の活動とか、そういう 支援をする意味では、当然、赤字であって も公が率先して造らなければならない、こ ういう意味での赤字。ただ、そのときに利 用者が一人でも多く利用していただくこ とが、同じ公費を投入しても一定、それぞ れ役に立ってくるであろうという意味で ございます。

それと、非公募、それから公募の部分で、いわゆる評価の違い、これは当然ながら、 そこにつきましては民間が一定期間、例えば5年の間に評価を下げれば、次に再度、 指定管理は指定してくれないだろうとい う危機感が当然あろうかと思っておりま す。

ただ、それだといいましても、市の外郭 団体が手を抜いてるということではない んですけれども、民間はそれぞれ必死になって、そういうことに携わってくれている のではないかと思ってます。

我々は、今までの歴史的経過の中で、外 郭団体を持っております。そんな中で、そ こに対しては、当然指導はしていかなけれ ばならないと思っています。

非公募の、いわゆる外郭団体の扱っている施設、ここについてはしっかりと管理を していただきたい、この思いは絶えず我々 は思っております。

それから売上の部分で、自動車駐輪場の部分の2割を3割にするとかという分があるんですけれども、そこは要は収益を見ながら、そこのところで、120%売上というのはまず無理だと思っています。

自転車であれば、一定の収容台数は決まっております。それ以上の収入があるのであればもちろんそうですけれども、2割という部分については、民間企業をいじめることになりますので、そこは一定の様子を見ながら、話合いということになろうかと思っております。

以上、答えられる部分は、答えさせていただきましたが、個別については、担当でお問いをしていただければと思っております。

○増永和起委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、別府 コミュニティセンターですが、どういう部 分で非公募なのかというお問いでござい ました。

別府コミュニティセンターにつきましては、平成28年12月の開設以来、地域に根差した施設の運営に努めているところでございますが、ここに来てようやく、地元の自治会や登録クラブとのつながりができ、地域に根差した運営が花開いてきているところでございます。

具体的には、自治会と連携して開催する 青空市や、登録クラブや自治会などと協働 して実施するコミュニティセンターまつ りなどが挙げられます。

今この段階で指定管理者が変更となりますと、せっかくできた地域とのつながりがまた一からということにもなりかねませんので、現段階では現在の指定管理者に、引き続き取り組んでいただきたいという

思いで、非公募としているところでございます。

先ほど、B評価ということでご指摘のと おり、全体評価はB評価でございます。

これについては、B評価は標準ということでございますので、決して悪い評価ではないとは考えておりますが、先ほどありましたように、公募した施設が大体A評価ということでございますので、それに比べれば低くなっている状況でございます。

この結果につきましては、その内容を指定管理者と情報共有することはもちろんのこと、自治振興課と指定管理者との間で月1回、定例会議を設けております。

そういった中で、改善を必要とするところは改善をお願いしてまいりたいと思っておりますし、現在も伝えているところでございます。

今後とも、指定管理者と連携しながら、 市民サービスの向上や経費の節減等を図 れるよう、努めてまいりたいと考えており ます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 妹尾課長。
- ○妹尾文化スポーツ課長 それでは、文化 スポーツ課に係ります指定管理の件での 問いでございます。

まず公募の施設に関しまして、応募を増 やすような取組でございます。ちょうど指 定管理、切り替わりの時期ということで、 民間事業者から、状況のお問合せ等々が事 前にあったこともございますので、公募を 開始した時期には、過去にお問合せいただ いた事業者に、ホームページに募集要項 等々を掲載していますとお知らせはして おります。

ただ、実際に説明会に来ていただけるか どうかは、その事業者のご判断でございま すので、実際には体育施設、温水プールとも、説明会には事前に複数者いらっしゃいましたけれども、実際の応募状況は1社ずつでございました。

それから、公募と非公募等で評価の差が あるということでございました。

非公募のところ、確かにB評価、標準的であるということでございますが、この二、三年コロナの影響があって、文化ホールもなかなか思うように事業ができないというところで、評価がBにはなってきてございます。

ただ、このB評価の中でも、何点から何 点未満がB評価となっておりまして、令和 2年度、令和3年度、令和4年度と、B評 価の中でも少しずつ、評価の点数は上がっ てきておるという状況でございます。

この年間の評価結果は、もちろん指定管理者とも共有しておりますし、また毎月、定例会議の中で、さらなる市民サービスの向上ですとか、あと採算性が少し文化ホールの事業、悪いところがあったりしますけれども、入場者を増やすような取組ですとか、かかる経費の支出を減らしていくようなところを取り組んでもらうように、指定管理者にはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 それでは、市民課に関わりますご答弁を申し上げます。

市民課が所管している施設、葬儀会館と斎場は、いずれも非公募施設となります。

葬儀会館と斎場は、常に連携しておくことが望ましく、一体的に運営することで、 効率化が図れる施設と考えております。

また、両施設共に規模の大小を問わず、 多くの葬儀業者が利用するため、管理運営 は公平公正な立場であることが求められると考えております。

公募を行った結果、特定の業者との結び 付きが強い業者が指定管理者となると、他 の業者との不公平感が露呈し、不平不満が 噴出する結果になると考えております。

斎場・葬儀会館につきましては、いずれ もA評価を付けさせていただいておりま す。

他市の状況につきまして、葬儀会館を所有している自治体は、府内43自治体のおよそ3分の1程度。一方、斎場につきましては、約9割ほどの自治体が所有している状況でございます。

大阪府内の状況調査を実施したところ、 斎場で指定管理者制度を導入している自 治体で、実際に公募を行っているところが あるのは事実でございます。

しかし、施設管理を前提で立ち上げたJVのような組織、例えば、摂津斎苑管理グループという組織が担っている場合や、各々の自治体で使用している火葬炉メーカーの関連会社が担っている場合が多く、競争が働きにくい面があると考えております。

例えば火葬炉メーカーの関連会社が担っている場合は、炉の老朽化に伴う大規模 改修や、入れ替えを行った際、炉のメーカーが変更した場合に、指定管理者はどうなるのか、引き続き請け負うことは可能なのか、そういったところにつきまして先行自治体に確認すると、今まで事例がないということでした。

今後いろいろな課題を解決していく必要があると思っております。

またそういう自治体のお話等を伺いながら、今後の参考としていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 それでは、保健福祉 課に係ります部分につきまして、答弁をさ せていただきます。

摂津市の保健センター、それから休日小 児急病診療所でございまして、こちらは非 公募になってございます。

理由としましては、高い専門性ですとか、 特殊なノウハウが求められるということ で、他に適切な担い手が存在しない、そう いった状況にございます。

この休日小児急病診療所が昭和51年に開設をされておりますが、それに合わせましてその運営を担うものとして、本市それから摂津市の医師会、摂津市薬剤師会の3者の共同出資により、摂津市保健センター、一般財団法人として設立をされている経過もございます。

摂津市医師会など関連団体の支援、その あたりの得やすさですとか、そういったこ とからも合理的な選択であると考えてお ります。

この保健センター、それから休日小児急病診療所も、本市と月に一度の定例会を通じて、様々な課題の共有それから改善に向けての取組ということで、日々活動を行っているもので、今回の非公募については妥当なものと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 小西課長。
- ○小西障害福祉課長 ひびきはばたき園 ほか 2 施設の非公募でございます。ふれあいの里では、身体障害者・老人福祉センター及び多機能型事業所としてのひびきはばたき園を運営し、充実した事業展開を行っております。

また、重度の障害者の利用が多いことから、支援に関しては高い専門性が必要となります。

以上から、サービスを継続的に維持し適切に対応できるのは、現在の指定管理者のみと考えております。

なお、自立訓練及び就労移行支援サービスについては、ひびきはばたき園が市内で 唯一の提供事業者となっております。

続きまして、みきの路でございます。み きの路の入所者は、全員が重度の障害者で あります。過去の経緯を含めた、入所者の 状況を的確に把握した支援が求められて おります。

また、その支援には高い専門性が必要と され、適切に対応できますのは、現在の指 定管理者のみと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 三好俊範委員、全体的なこと、それぞれ個別のことも、答弁を頂いております。質問するときには、複数でも構わないですけれども、誰に何を聞くのかを整理していただきたい。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。 副市長はじめ、皆さんがお答えいただい てありがとうございました。

専門性がある部分に関しては、全然仕方 がないというか、それはそうだろうと思っ ています。

決して、非公募、公募が悪いと言っているわけではなく、今回の更新する時期に非公募の部分に関しては、お願いすべきことを今お願いしないと、なかなか進まない、変えるべきことは変えていかないといけないと思い、聞かせていただきました。

市民サービスの向上部分で、前回もお話しさせていただきましたけれども、なかな

かスピード感がない部分であったり、住民 の声を聴けている部分があるのか、疑問に 思うところもあります。

せっかく外郭団体にやっていただいているんですから、昔ながらの言い方ですと ツーカーで、つながりやすいんじゃないか と、一方で思うわけです。

こういうふうにしてよと言って、お願いして、分かりましたという感じで動くのが、 外郭団体の使い方、やっていき方じゃない かと思うんです。

だからこそ、ある程度不採算であっても、 住民サービスを優先する理屈が通ると思 うんです。なかなか腰が重いような印象も 受けるところであります。

それで採算部分に関しても、毎年毎年、 委託費用がどんどんめちゃくちゃ安くなっていっているのかというと、多分そういうわけでもなく、どういうところに企業努力が見えているのかは、なかなか難しいと思います。

先ほどの入札の件も、公募されている入 札の件でお聞きもしました。1者入札しか ない部分も多くあり、非公募の入札にかけ ても入札不調に終わることも大いにある と思います。

ただ、時代の流れ的にも、公募をかけている市は多くあると思います。そういったところに対応できるように、説明会には来てもらえたけれども応募には至らなかった、よくある話だと思うんです。

ただ、公募、非公募の分関わらず、いろんな企業に応募してもらえるような、発信もしていただきたい。 1 点要望です。

プラス住民サービス向上、そして売上原 理主義ではないですけれども、売上が上が れば、住民の方も喜んでその施設を使われ ているということです。幸福度も上がるで しょうし、市の税金負担も減りウィン・ウィンになると思うんです。

そのあたりの努力は今回を機に、正直もっと具体的にこうやっていくんだという思いが欲しかったので聞かせていただいたんです。

5年間これでやっていく、次の5年には、 しっかりと方針というか、こういうところ を次は変えていくんだという整理をして、 示していただくよう要望して、質問を終わ ります。

以上です。

○増永和起委員長 三好委員の質問が終 わりました。

ほかにありますか。

福住委員。

○福住礼子委員 総体的なことはほぼお聞きになられましたので、気になることだけお伝えをしておきます。

正雀市民ルームです。これまでの5年間で喫茶、憩いの場、そういう場所も作っていただいて、いかんせんコロナということが大半ありましたので、利用がなかなかだったんだと思います。今はクリスマスの飾り付けをされたり、コーヒーというのぼりまで立って、正雀市民ルームなのか喫茶店なのかというところまで、それでいろいろ工夫されていることは大変ありがたいと思います。

受付の方も非常に不慣れな中、一生懸命 汗をかきながら手続をしてくださっている光景を見ていますと、先ほど副市長がおっしゃった人材確保は、本当に大変な中での確保をしながらやっていただいている。そんなにしょっちゅういっぱい来ている施設ならいいですけれども、そうでないときがありますと、その辺の不慣れさはあると思います。 ただ1点、私も正雀市民ルームの前はよく通ります。あそこは、禁煙エリアと喫煙しても良いエリアの境目みたいなところがあります。そこで、多分職員だと思うんですが、たばこを吸っていらっしゃる。たばこがいけないというわけではありません。そこは吸っても良いぎりぎりのエリアなので良いんですけれども、できたらどこか違うところで吸ったほうが見栄えが良いんじゃないかと本当に気になるところです。

本当に、努力していただいていることは よく分かっております。こういう施設にち ょっと座ってコーヒーでも飲める場所が、 正雀エリア、本当に少なくなってまいりま した。これは本当ありがたいことです。そ こら辺は、言えるものであれば言っていた だきたい。

あと、味舌体育館です。新しくできまして、稼動したときは本当にピカピカの体育館で、冷暖房も完備され、トイレもきれいで、本当にすごく良い体育館です。特にジムなんか人気があると思っているんです。この体育館施設は全体的に同じ企業がやってくださっている。その辺の連携は、多分随分やっていらっしゃるんだと思います。

もう一つ、味舌体育館ができまして、その体育館に入るとき、ほんのちょっとの段差があったんです。ほんのちょっと、扉が閉まるところです。やはり、高齢者がつまずく原因なんです。これは造ったときはほぼバリアフリーに見えるんですけれども、利用すると、そういう不具合があります。すぐ、老人クラブのボッチャだかなんだかの大会のときに、そこでどんどんつまずいているおじいちゃん、おばあちゃんを見まして、これはいかんと思い、受付の責任者

の方にそれを申し上げましたら、何とか工 夫をすぐにしていただいた。

こういうところを見ていますと、なかなかこの評価点では見えないところもあると思います。ここはぜひ評価していただき、月1回の会議をそれぞれやっていら見もとんどんので、ぜひそういう利用者の意見もとんどんの吸い上げた形で、またこちらはことがあるとしている意見なんかもどんどんとないないまたに、また稼働率、先ほど別府コミュニティセンターのことをといただきたい。また稼働率、先ほど別府コミュニティセンターのことをといただきたい。また稼働率、先ほど別府コミュニティセンターのことをしていただきないようにもで、そこは寂しい施設やとといいので、そこは寂しい施設をと思われないように、指定管理者の方には何とかハッパをかけて、盛り上げていただくようにお願いします。

これは意見、要望だけにさせていただき ます。ありがとうございます。

- ○増永和起委員長 ほかにございますか。 森西委員。
- ○森西正委員 先ほど、妹尾課長が説明会に来られたところは、複数あるとのお話もありました。非公募は当然ほかにないということです。公募の部分では、どの程度の事業所に声をかけられ、説明会にはどの程度の事業所が来られたのか、議案79号、第80号、第84号、第85号、第93号、第95号に関して教えていただきたい。

それと、選定委員です。これは、市長公室長が委員長で、総務部長、施設所管部長が委員になられて、選定委員会をされています。全体の中で見ていますと、私が利用して受けるイメージと出てきた点数が、違うところがあります。例えば高い低いは、一つの施設に対してはどこが高いかは出るんです。全体の中で、高い低いを比べて、点数が高いから、低いからどうなのかは、人によって見方が違います。例えば施設の

所管部長が入られたら、その所管部長が点数をどう付けるかによって、点数が違ってきたりします。

例えば選定委員会の中で、違うのが施設 の所管部長だけなのか、例えば外部委員2 名は常に同じ方であるのか、教えていただ きたい。

以上です。

- ○増永和起委員長 川本副理事。
- ○川本生活環境部副理事 それでは、公募の際に、どれぐらい声をかけたのかというお問いでございます。自治振興課が所管する施設は、正雀市民ルームでございます。

正雀市民ルームにつきましては、現指定管理者への声かけと、後はホームページでの掲載のみでございます。7月の中旬から8月の下旬までのホームページの掲載となっております。

それから、説明会は、7月28日に実施 しました。そのときには、現指定管理者を 含む2者が参加されました。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 妹尾課長。
- ○妹尾文化スポーツ課長 それでは、文化 スポーツ課に係ります公募の状況でござ います。

事前の問合せで頂いた、同種の指定管理をされている企業に、また時期が来たらお声かけさせてもらいますというところで、案内しておったんですが、今手元に何者へ声をかけたかというのはないんですけれども、複数者に公募が始まった時点で、今、掲載していますという声かけをしております。

説明会自体は、体育施設につきましては 3者、説明会にお越しいただきました。

またプールにつきましては、2者、事業 者から説明会に出席していただいており ます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 吉田部長。
- ○吉田生活環境部長 所管では、直接はございませんが、私も選定委員会に出させていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

選定委員会は、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の第11条で、選定委員会を定められているようで、選定委員会の委員は5名以内ということで、5名がなっております。

それで今、森西委員もおっしゃっていただいたように、総務部長と市長公室長、あと担当所管部長、それと外部の委員の方が2名おられまして、外部委員の方は、今回でしたら1名の方は大学の関係の方で、経営とか労務関係で大学から推薦を受けた方と聞いております。

もう一人の方は、公認会計士、税理士の 方で、この5名の方で点数を付けていただ いて、採点しております。

それでその施設、専門家の視点とかによっては、多少点数の差が出てくるのではないかと思っております。

- ○増永和起委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 今、吉田部長から説明させていただきましたけれども、指定管理者の部分で、数名の者がそれぞれ点を付けて、その合計点で、一応決定していると理解しております。

ただ、金額についてははっきりするんですけれども、それ以外のサービス面とか、あるいは効率化等々につきましては、それぞれ個人個人の委員の見方があろうかと思っています。

それが、特定の委員の点数で采配される のではなしに、全体の点数を合計しながら、 そこの一番優秀な業者に、一応落札という ことになっております。

以上です。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 説明会に来られた事業者は、ホームページや、体育施設等であれば担当から声がということもあるみたいです。説明会に興味を持たれたら来られるかは、事業者でどう受け止められるかでありますので、流れとしては分かりました。

選定委員会の部分に関しては、5人おられて、施設の所管部長がその施設によって変わってくるということで分かりました。

私は外部から見た中で、平素動いているサービス部分でしか見ていないので、そこのところは、見えないところでも様々なところでの点が違ったりしているんだと分かりました。

この中で、先ほどから別府コミュニティセンターの稼働率をということであります。例えば指定管理者だけで、稼働率を上げるということではいけないと思うんです。そこは、建物を持っている市も、どうやって稼働率を上げていくかを共に考えていかないとあかんと思うんです。

例えば、建物は市立の建物です。後の管理運営は、お願いします、稼働率上げてくださいと指定管理者に丸投げは、いけないと思うんです。

指定管理者は指定管理者の中で、努力いただくけれども、根本的なところは、市が指定管理と協力、連携をしながら、どうやって稼働率を上げていくか、収益を上げていくかを考えていかないといけないと思います。丸投げにはしていないとは思うんですけれども、そういうことがないように、よろしくお願いをします。

外郭団体の件です。本市から、金銭的に

出している部分もあります。例えば施設管理公社、摂津都市開発です。以前であればシルバー人材センターが施設に入られたり、管理をされたりということがありました。本市が費用を出しているところと民間事業者は、考え方も違うと思います。そのあたり、副市長にお聞きします。外郭団体、本市が費用を出している事業者と民間との指定管理の考えはどうなのか。これは一緒ではないと思うんです。その点の考えをお聞かせいただきたい。

- ○増永和起委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 まず、公と民間の大きな違い、これは個人的な感想なんですけれども、 大きな違いはやはりスピード感にあると 思っています。

公でいきますと、それぞれ何か事案があれば決裁を上げる。あるいはそれまでに協議をしながら、それから結論が出るのになかなか時間がかかってしまうと。ところが民であれば、即断即決で何もかもやってしまうと。ここが大きな違いであろうと思っています。

それで、指定管理で純粋の民間のところであれば、そういうスピード感があるのではないかと思っております。

先ほど、福住委員から、正雀のカフェというような言葉がございました。たしか温水プールでも何か焼きいもをやっているようなことも聞きます。

その金額は、どれほど経営に貢献しているか分かりませんけれども、即決をする、あるいは即断をするというのは、やはり民がすぐれているのではないかと思っております。

それと外郭団体なんですけれども、そこの民まではいかないと、私どもは思っております。

ただ、我々の公のいわゆるスピード感は 払拭していただいて民間に近い形での活動は、外郭団体には求めていきたいと思っ ております。

そういう意味では、まだまだ外郭団体については、民までは行っていませんけれども、公からの脱皮、これはしっかりとやっていただかなければならないと思っております。

武雄市でしたか、民間がいわゆる図書館 を運営すると。そういうものではいわゆる 非常に大きな施設の中で、大々的にいろん な運営をされています。これはうちの図書 館とは、比にならないぐらいの大きさであ ろうと思っています。

そんな中で、市外からでも図書館利用は 多いと聞いております。今どうなっている か分かりませんが、施設の規模によって、 それから施設の中身によって、人を呼べる のではないかと思っております。

ただ、今、外郭団体でやっていますのは、 一定の小さい施設で、それから小さい事業 の中での運営でございますので、サービス 向上の展開というのはなかなか難しいで すけれども、即断即決のスピード感を持っ た運営は、お願いしていかなければならな いと思っております。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 奥村副市長からご答弁いただきました。もともとはどこの施設も公が直で管理、それから指定管理者制度ができて、外郭団体、民間で、いろいろ様々な事業形態になったんです。そこは他市でも指定管理者制度の年数がたっていますので、民間でしたほうが良いところは民間で、外郭団体でしたほうが良いところは外郭団体で、というところです。

そこは、はっきりとしていただきたい。

ある程度の年数で指定期間があるのは、指 定管理業者を変えられるところでありま す。一定期間を見極めて、指定管理者を変 えたほうがいいのであれば、そこは変更し ていく、市民にとって、何が、どこが良い のかというところです。くれぐれも見極め て、進めていただきたい。要望とさせてい ただきます。

- ○増永和起委員長 ほかにございますか。 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 若干重複するかもしれませんけれども、公募、非公募のポイントで、2点聞かせていただきます。

1点目、議案第80号のビケンテクノを 例に挙げて確認させていただきたいんで す。添付の補足資料、ビケンテクノの選定 基準、選定結果を見ていたんですけれども、 まず視点として、一次評価の点数、ビケン テクノが338点、A団体が238点です。 この点数の意味合い、先ほど森西委員の話 にもありました。人が評価するので、絶対 値で判定するのは難しいかもしれません。 気になったのは、4番の管理運営計画でい くと、満点の半分なんです。

仮にこれが両方とも低かった場合、どうなるのか。通常2次試験のプレゼンテーションの審査に行くんでしょうけれども、例えば両者が100点台、あるいはコメ5で第2位になったA団体は、次点交渉権者で238点です。このあたりの数字の意味合い、ジャッジの仕方は、何か仕組みとして、確立されているのかどうかが1点目です。

2点目、議案第81号を見たとき、非公募で、摂津都市開発株式会社です。三好委員の質問であったかもしれませんけれども、例えば毎年の評価結果で見ると、Bとおっしゃっていました。Bは一般的であると。

それで見ていると、2点というところが 足を引っ張っているんだろうと思います。 例えば非公募で、この2点が1点になって、 評価がCになったりするときにどう判断 していくのか、そういう仕組みはどうなっ ているのかというところです。

5年間、改善を求めていくんでしょうけれども、公募だったら公募で、公募したところの良いところを選べる。非公募、例えば5年間やっていく中で、評価がC、Dで、だめになっていったとき、どのタイミングでどう判断していくのか、あるいは5年後どういうことが行われるのか、仕組み、アプローチについてお聞かせいただきたい。○増永和起委員長 川本副理事。

○川本生活環境部副理事 まず1点目の 正雀市民ルームの選定基準でございます。 4項目めの管理運営計画について、ビケン テクノが60点、A団体が62点というこ とで、配点の半分ぐらいということでござ います。

これにつきまして、大きく影響しているのは、4の小項目であります「指定管理業務に係る費用」がございまして、費用の金額でもって点数化をしておりますので、募集要項で示した上限額に近ければ点数は低くなるし、安ければ点数は高くなるという仕組みでございました。そういったところで得点は低くなっている状況でございます。

どういったところでジャッジというお問いであったかと思いますが、これにつきましては、選定委員会で選定されるんですけれども、基本的には60点ぐらいを基準点として設けているのかと思いますが、選定委員会は、政策推進課の所管でありまして、選定委員会には入っておりませんので、詳しくは申し上げられませんが、そういう

ところでございます。

次に、議案第81号のフォルテの部分で ございます。先ほども言いましたように、 指定管理者の評価、毎年評価していまして、 一番上のSからD評価ということでござ います。それで市民ルーム、フォルテにつ きましては、B評価となっております。

これにつきましても、先ほども申し上げましたように、この内容を指定管理者と情報共有し、また月1回、指定管理者と定例会議を開いております。そのような場で改善を必要とするところは改善をお願いして、努力していただいているところでございます。

基本的には、これ以上悪くなることはないと思います、C、Dにはならないと思うんですけれども、できるだけBをAにするように、努力してまいりたいと思っております。

以上です。

- ○増永和起委員長 奥村副市長。
- ○奥村副市長 私から、また答弁させてい ただきます。

それぞれ評価が低い場合、それから非公募の場合、評価が低くなったときに次の更新はどうするんだというお問いだと思うんです。

一つは、外郭団体があるがゆえに、もし 非公募で評価が低いとなれば、他の民間企 業が参入してくるであろうかと、こう考え たときに、まずもってないのではないかと。

そのときに、外郭団体であるがゆえに、 評価が低くても引き続いて運営をしてく れるのではないかという期待を持ってい ます。

ただ、評価が低くならないように、我々は当然指導していかなければならないと考えております。そういう意味では、今ま

で非公募の施設については、なかなか参入 が見込みにくい施設であろうと思ってお ります。

それと、市との関連性が非常に強い団体と思っておりますので、施設運営につきましては、例えば先ほどこのフォルテの分は 摂津都市開発株式会社でございます。それが他の団体が入ってくるかということになりますと、あの規模で、あの状態の中では、なかなかないであろうと。

ただ一つ言えることは、これは私の思いですが、千里丘西地区の再開発ができたとき、そういうビル管理等々については、それなりのスケールで、それなりの施設であれば、民間企業が入ってくるであろうと。その折にどうしていくかは、課題として残っていると思っております。

- ○増永和起委員長 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 ご答弁ありがとうござ います。

先に申し上げておきます。公募、非公募、 今の仕組みを否定しているわけではござ いません。

ただ、選定のところで、何かしら評価を していることは、意味合いがあると思って います。その数字であったり、費用のとこ ろは仕方ないと思います。例えば、100 点のうち42点のところがもし決まった としたら、この場で若干改善の余地がある という前提において、評価されているとし っかり受け止めていただきたい。

もう一つ言いたかったのは、評価を毎年 やられています。先ほどのご答弁でも、月 1回すり合わせというか、会議をされてい ます。費用面とか利用者の増加というとこ ろで、なかなか指定管理者側でどうこうで きる問題だけではないと思います。進捗管 理といいますか、ずっと低い点数、ここも うちょっと上げたほうが良いんじゃないかというところにフォーカスをして、5年後にはしっかりと、例えばBがAになるように、そういったこだわり、ポイントを絞って、そういった目線で5年間やっていただきたい。5年後どうだったのか、ぜひこだわって取り組んでいただきたい。よろしくお願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにございますか。 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、一つは立ち位置 の問題、2点目は再委託の件、3点目に機 能面の件で、要望させていただきます。

指定管理の案件で質疑をされるのは、次、5年後になってくるわけです。そういう意味で、今日いらっしゃる皆さんも、もしかしたら半分以上、5年後にはまた違う立場になっているかも分かりませんので、お話しさせていただきたい。

1点目の立ち位置の件です。指定管理者の皆さんも、非常に窓口対応、各種業務でよくやっていただいていると感じております。現場の管理者の皆さんには、感謝をいたしております。

その上で、現在アフターコロナからの回 復期でありまして、管理者の経営状態も非 常に苦しい中、やっておられると思います。

所管外になりますけれども、例えば給食の管理であったり、給食を輸送する運送会社であったり、給食が届けられないとかということも、最近ニュースでありました。

頼りにしている管理者の方にもしものことがあった場合、市民の方がたちまち困るわけです。特に、避けることができない、ご葬儀とか、斎場の利用であるとか、使えませんというわけには実際いかないわけです。

そういうことも含め、しっかり経営の部分についても、よく把握をしておいていただきたい。

皆さん方に指定管理の件でお聞きする と、なかなか、語弊があるかもしれません が、難色を示される場合もあります。

それは専門性もあり、一旦任せたんだからという気持ちもおありかと思うんですけれども、どうしても管理者のほうが詳しくなる場合があります。

本来は、指定する我々が、イニシアチブを取ってという立ち位置でおってほしいとは思うんです。現場的にはそういかない場合もある、先ほどの火葬炉の件であるとか、あると思います。管理者の方に喜んで仕事をしていただく、また改善しようとするきっかけになるのは、やはり市民の皆さんからの声だと思います。

我々も議員という立場で、市民の皆さん にいろいろ意見を頂いたら、うれしいとき もありますし、考え直さないといけないこ ともあります。

そういう意味で、市民の皆さんが声を上 げられるような雰囲気、仕組みづくりを、 それぞれの指定管理者で内容は違うと思 うんですけれども、よろしくお願いします。

それと今日の質疑で、他市との連携の話がありました。非公式にはあるのかも分かりませんけれども、他市との情報交換会も、定期的に開催していただいて、しっかりそのスキルを磨いていただきたい。

指定管理については、担当課長のセンスというか、非常に要求される部署でもあります。その課の中で実際に務められている職員の方が、板挟みになって困らないように、しっかりその辺、今以上に力を付けていただきたい。よろしくお願いします。

2点目の再委託の件です。私の場合、青

少年運動広場を地域で抱えており、月1回 は物品を借りにいったりとかします。

青少年運動広場の場合は、SSKと再委託されたシルバー人材センターの方が一緒の部屋にいらっしゃいます。不便を感じたことも、嫌な思いをしたことも一回もありません。委託された主たる方、そこの管理者の主たる方、採択された方との連携をコントロール、コーディネートする人がいるのか、たまに感じます。また、その辺の状況も見ていただきたい。

また、シルバー人材センターも非常に高齢化が進んでおります。後任者がなかなかいないという事情もありますので、その辺も含めて、5年間しっかり見ていただきたい。

最後、3点目の機能面の件です。先日、 味舌体育館で摂津宥和会の運動会が、リニューアルされて開催され、非常に良いイベントと感じました。

味舌体育館は、防災機能を有した体育館でもあります。そういう面で、椅子の数が適当だったのか、避難所になった場合、ということも感じました。かまどベンチがあり、実際に、かまどとして炊くときのまきが準備されているのか、そういう付随した施設面での実情、先ほど福住委員からもありましたように、建物も含めて、もう一回確認していただきたい。

5年に1回のことであります。しっかり 見直しして、市民の皆さんに喜んでいただ けるように、よろしくお願いします。 以上です。

- ○増永和起委員長 ほかにないですね。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩) (午後 0時59分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第71号及び議案第77号の審査 を行います。

本2件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 それでは、摂津市国民健 康保険特別会計補正予算に関して質問さ せていただきます。

一つ目、補正予算書7ページの歳入です。 国保財政安定化支援事業繰入金で1,1 23万円の減額補正となっております。当 初予算書で見ると3,846万円から約3 分の1近くの減額補正となっております。 まずこの内容についてお伺いします。

また、どういう理屈でこういう金額が査定をされているのか教えていただきたい。

二つ目、保険基盤安定繰入金保険料軽減分2,638万4,000円の増額分の補正です。こちらに関して当初予算は3億8,806万円で、割合的にはそこまでも大きくないんですけども、こちらについても内容と繰入金の算定方法について教えていただきたい。

続きまして、同じく7ページ、歳入の産前産後保険料繰入金40万円の増額補正についてです。こちらについても当初予算書にはなかったもので、制度開始に合わせて追加されるものだと思います。この繰入金の算定方法、内容等についても併せて教えていただきたい。

続きまして歳出、9ページ、国保システム改造委託料です。572万円の増額です。 委託内容について教えていただきたい。

1回目は以上でお願いします。

○増永和起委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは4点のご 質問にお答えいたします。

まず、1点目の国保財政安定化支援事業 繰入金についてでございます。

こちらにつきましては国保被保険者の うち、低所得者の方が多いことや高齢者の 割合が高いこと、また、病床数が多いこと といった保険者の責めに帰することがで きない事情について地方交付税措置が講 じられているものでございます。

国民健康保険財政の健全化及び保険料 負担の平準化に資するため、国の地方財政 計画の歳出において1,000億円が計上 されており、保険料軽減世帯割合や高齢被 保険者数割合が全国平均値を上回る団体 に対し、国において設定される係数に基づ き交付額が決定されるものでございます。

続きまして、2点目の保険基盤安定についてのご質問にお答えいたします。

保険基盤安定繰入金保険料軽減分につきましては、国民健康保険には保険料の負担能力が低い低所得者の方が多く加入されているという構造的な問題を解決し、市町村保険者の財政基盤の強化を図るため、市町村が一般会計から軽減相当額を繰り入れ、その費用の4分の3を都道府県が負担することとされている繰入金でございます。

その算定方法についてですが、10月3 1日までに把握した保険料軽減対象世帯 に係る均等割、平等割の軽減額相当額につ いて、保険基盤安定繰入金保険料軽減分と して一般会計から繰り入れるものでござ います。

3点目の産前産後保険料繰入金と産前 産後保険料免除の内容についてのご質問 にお答えいたします。 産前産後保険料免除の内容についてで ございます。

こちらにつきましては子育て世帯の負担軽減を図るとともに、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料を免除するものでございます。

具体的には、出産予定日または出産日が、令和5年11月1日以降で、妊娠85日以上の被保険者が対象で、届出により単胎妊娠の場合は出産予定月の前月からの4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の前月からの6か月間について、保険料の所得割、均等割を免除するものでございます。

産前産後保険料繰入金算定につきましては令和6年1月から開始される制度となっておりますので、このタイミングで補正をさせていただくものでございます。厚生労働省において、一人当たりの保険料減免額についてはおよそ2万7,000円であるという試算がございます。

本市における年間の出産育児一時金の 支給見込み件数が約60件となっており ますので、2万7,000円に60件をか けた約160万円が1年間トータルでの 繰入金総額となってまいります。

令和5年度におきましては、令和6年1月の制度開始から年度末までの3か月間が対象期間になってまいりますので、160万円の4分の1の金額である40万円を繰入額として計上しているものでございます。

それから、4点目の国保システム改造委 託料の中身についてのお問いでございま す。

令和6年1月から開始される先ほどの 産前産後保険免除制度の開始に当たりま して、該当する世帯に送付する保険料決定 通知書に減免後の金額を反映するため、本 市で使用している基幹システムの改修が 必要となります。この国保システム改造委 託料は、当該システム改修を行うための委 託料で、具体的には保険料の賦課計算処理 に対応するため、賦課情報入力画面の見直 しをはじめ賦課情報や国保資格関連画面 の見直し、軽減額集計表の見直し、関係帳 票類の文言追加修正などを行う予定となっております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 三好委員。
- ○三好俊範委員 ありがとうございます。 2回目を聞かせていただきます。

国保財政安定化支援事業繰入金に関して、国が係数を作ってそれを基に変わるので、差異が出てくるというご説明だったと思います。

算定方法については理解できたんですけども、当初の予定で見込みと1,123万円の差異が生じた。毎年、差異が出ているのは理解しているんです。ただ、毎年、結構な金額が動くので、摂津市がそれだけ、病院の床数が変わっているとも思えません。低所得の方が一気に減ったとかということが起こっていないと聞いております。

その中で、これだけ差異が出てくるのはなかなか難しいというか変だと思う部分があるんです。どういう部分に差異があったのか、具体的な数字がもし分かれば教えていただきたい。

2点目、保険基盤安定繰入保険料軽減分 に関してです。

算定方法について理解いたしました。当初の予定では見込みが2,638万4,000円と、差額が生じております。ご説明いただいた基準に対してどの部分に差異があったのか、具体的な数字が分かれば教

えていただきたい。

続きまして3点目、産前産後保険料繰入 金に関してです。40万円の部分で、制度 が始まるのが1月からだから今のタイミ ングでやられたということでした。

ただ、3か月間が対象です。1月の開始から年度末までの3か月間が対象になっている令和5年度の周知の仕方をどうされるのかが気になるところです。

既に妊娠されている方とかも1か月分だけが受けられる対象になるとかそういったところがあるとは思うんです。そういった方にどういうご案内をしていくのか。

今後は、母子手帳の交付の際、出生届を 出される際にこの制度の説明をしていく のかどうか、教えていただきたい。

今回この国保事業での制度となっております。これは社会保険ではもう既にあるのかどうか、どういう状態になっているのか教えていただきたい。

もう一点、お伺いしたいのが、この産前 産後の部分で、40万円の金額が出ており ます。市が負担する10万円分の財源につ いてどのような形になっているのか、内訳、 国が何ぼ、府が何ぼ、市が何ぼか教えてい ただきたい。

続いて、国保システム改造委託料について、572万円の増額補正に対して理解しました。

改めてお伺いしておきたいのは、572 万円に関して、財源は国からもらえるのか どうか等も含めて教えていただきたい。 2回目、以上です。

- ○増永和起委員長 畑原課長。
- ○畑原国保年金課長 それでは、2回目の ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国保財政安定化のどういった差異が、当初予算の見込みであったの

かというご質問でございます。

本市におきましては、前年度実績を基に保険料の負担能力として低所得者が多いことに対する補塡分として2,665万3,750円、それから高齢者の割合が高いことに対する補塡分として1,180万6,250円、合計で3,846万円を予算措置しておりました。

このうち高齢者の割合が高いことに対する補塡分としては約14万円上振れしたものの、低所得者が多いことに対する補塡分としては約1,137万円下振れしたことによりまして、差し引き1,123万円の減額となったものでございます。

続きまして、2点目の基盤安定のこちら もどういった部分で差異があったのかと いうことでございます。

当初予算との差額2,638万4,00 0円が生じた理由でございます。こちらの 保険料軽減分につきましては毎年、過年度 の実績額をベースに、当該年度の推計被保 険者数などを加味して当初予算額を決め ておりますけれども、被保険者数の減少割 合に比べ保険料軽減対象世帯の減少割合 が少なかったことから、当初予算額との乖 離が発生している状況でございます。

具体的な数値で申し上げますと、10月末時点の被保険者総数は令和4年度から令和5年度にかけて1,091人、約6.7%の減少となっておりますけれども、軽減対象となる被保険者数については令和4年度から令和5年度にかけて476人、約4.6%の減少に留まっておりますので、この辺りが当初予算と実績額が乖離した要因であると捉えております。

続きまして、3点目の産前産後保険料免除に関係した3点の周知、社会保険、それから国・府・市の負担割合についてのご質

間でございます。

まず、1点目の周知につきましては、条例が承認された後に速やかに市のホームページにおいて周知させていただきたいと考えております。

広報せっつにおいても制度の案内について記事を掲載していきたいと考えております。

また、出産される前段で出産育児課において母子手帳が交付されますけれども、その際に、「せっつみんなで子育てガイド」という冊子が配られます。こちらについても新たにできます国保の産前産後保険料免除制度について記事を載せる予定にしております。

市民課に出生届があった場合につきましても、出生による加入手続と同様、国保年金課に案内がされた際に、窓口にて制度のご案内をさせていただくこととしております。

それから、社会保険ではどうなっている のかというお問いでございます。

健康保険、厚生年金部分のいわゆる社会 保険料につきましては、平成26年4月から産前産後保険料免除制度が開始されて いると聞いております。

社会保険料が免除される期間としては、 多胎妊娠の場合98日ですが、産前の42 日と産後56日の産前産後休業期間のう ち、妊娠または出産を理由として労務に従 事しなかった期間とされています。

それから、3点目の産前産後保険料繰入 金の負担割合でございます。

令和5年度においては、産前産後保険料 繰入金として一般会計から40万円繰り 入れる部分の内、国・地方における負担割 合については国が2分の1、府・市が4分 の1ずつとなっております。市の負担部分 は10万円で、地方交付税措置が行われる 予定となっております。

それから最後、4点目の国保システム改造委託についての財源のお問いでございます。

こちらにつきましては、これまでも制度 改正に伴いシステム改修が必要となる場 合におきましては、国から特別調整交付金 により財政支援が行われてまいりました。

なお、特別調整交付金については対象期間が1月から12月の期間設定となっており、その間の支払いが完了していること、これが要件となることから、今回のシステム改修分につきましては、次年度の特別調整交付金で措置されることとなっております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 三好委員。
- ○三好俊範委員 ありがとうございます。 それでは、全て要望にさせていただきます。

国保財政安定化支援事業繰入金に関してです。高齢者の割合に関しては約14万円上振れだが、低所得者の部分に関しては約1,137万円の下振れであったという答弁をいただきました。

事前に聞いた内容では、低所得者の人が減ったわけではないと聞きました。具体的な数字を教えていただいたわけではないので、全国的に多分1,000億円の予算の使い方に対して、摂津市が全国と対比したときにぶれが生じていると理解しておるんです。それでも予算額の3分の1というのはまあまあ大きい部分で、毎年、毎年この程度の金額が動いて差異が出ている部分と思っています。

他市の状況は分かりませんけども、仕方 がないとある程度は理解しているんです。 あまり大きな補正をしないように、できる こととできないことはあるとは思うんで すが、精査してやっていただくよう要望し ておきます。

次、保険基盤安定繰入金保険料の軽減分に関してです。これは差異が出てる部分、 教えていただきましたが、こちらも頑張っ て精査していただくよう、要望にしてとど めておきます。

続きまして、産前産後保育料繰入金に関してです。財源に関しては理解いたしました。交付税措置で、交付税がどんと入って、何が何のお金かよう分からへんようになるんじゃないかと個人的には思っています。

国のやり方なので、なかなかどうともできない部分はあるとは思うんです。摂津市の場合、そこまで財政的に悪いわけじゃないのが現状です。

交付税で、本当にもらえているのかと思ったりする部分もあります。予算の組み方がどんどん複雑化していると思います。皆さん、その部分に関してしっかりやっていただいていると思っていますので、適切に今後も対応していただくよう要望しておきます。

同じく社会保険の制度としては既にこの産前産後の部分にあると理解しました。

一方、今回、国保では新たに始まるので、 運用における課題点に関しては既に社会 保険の部分である程度、実績は出ていると 思います。その辺を参考にしていただいて、 円滑に進めていただきたい。

それと、周知の仕方に関して、広報紙とかを使っていく。出生届の提出時に説明もされるということで一定、安心している部分があります。担当課が違いますので、どうやってやるのかと思っていたんですけども、しっかりやってくれるというところ

で、ある程度、漏れは防げると思います。 時効の関係とかがあまり詳しく分かっ てないですけども、国保、結構、免除でき る、保険料が大きい制度だと思います。漏 れのないようにしっかりやっていただき たい。

例えば、漏れている方が分かれば、こちらからプッシュでお知らせとかできるように、最初は特に知らない人が多いと思います。知らん間に損してたということがないように、できるだけやっていただきたい。要望としておきます。

続きまして、国保システム改造委託料の 部分です。

こちらに関しても特別調整交付金で、も らえるという認識です。ただ、来年度に入 ってくるというところでした。

補正は来年度、組んで、今年の分に入れるのか、何するのかよく分かりません。来年度予算に入ったら、降って湧いたお金みたいに見えるわけです。その辺の使い道、どうやるのかシステム的に分かりませんが、しっかりやっていただきたい。

この会計制度は本当に複雑で、私みたいな素人が全然、精査できているかといったらできてないんです。だからこそ職員が大変だと思いますので頑張っていただきたい、エールを送って終わります。

以上です。

- ○増永和起委員長 ほかにありますか。 福住委員。
- ○福住礼子委員 それでは、産前産後の保 険料免除について、お聞きします。

保険料免除の考え方につきましては、お答えいただいたと思っております。妊娠85日以上で11月1日以降に出産する方が免除の対象になるということです。11月から条例改正までの間に出産される方

は届出等ができないと思われます。この方に対してどのように対応されるのか、教えていただきたい。

以上です。

- ○増永和起委員長 畑原課長。
- ○畑原国保年金課長 それでは、ご質問に お答えいたします。

11月1日以降に出産される方への対応でございます。ご意見のとおり産前産後保険の免除対象につきましては11月1日以降に出産される方が対象になってくるところでございます。

11月、12月に出産された方については、届出により対象期間について遡及して保険料が免除されることになります。

そのことから、条例施行後におきましては、出産育児一時金の支給申請をされる等、こちらで一定、把握できる方に対しては届出の提出勧奨を実施して、産前産後保険料免除制度や届出に関するご案内をしていきたいと考えております。

以上です。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 11月以降の方への案 内についてのお答えをいただきました。

国民健康保険は低所得者に対して法定の保険料軽減制度があったと思います。その制度が適用される場合、産前産後期間の保険料免除はどのように適用されるのか、お聞きします。

- ○増永和起委員長 畑原課長。
- ○畑原国保年金課長 それでは、2回目の ご質問にお答えいたします。法定の保険料 軽減制度が適用されている場合の産前産 後保険料免除の適用の仕方でございます。

保険料の所得割につきましては、産前産 後期間の所得割額が免除されます。

また、均等割につきましては、従前の法

定の保険料軽減の適用がある場合は、均等 割の減額分が重複しますので、まず、法定 軽減を適用し、その後、なお残る保険料に ついて産前産後保険料免除を適用するこ とになります。

単胎妊娠の場合を例に挙げますと、均等 割額につきましては、法定軽減で年額の7 割が軽減されている場合は残りの3割に 対して産前産後保険料免除が適用されま す。

この残りの3割部分に対して、産前産後期間である4か月分が免除されることとなり、1年を通して見ますと12分の4を乗じたおよそ1割が産前産後保険料免除部分に当たりますので、均等割額の年額のうち、法定軽減分で7割、産前産後保険料免除分が1割ということで合計約8割の減額となります。同様に法定軽減が5割の場合は、合計で約6.7割、2割軽減の場合は、合計で約4.7割の減額となります。以上です。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 ありがとうございました。様々に免除が受けられるのは、出産にかかってお金がかかる、また特に若い方にとってはありがたい話と思います。そういう意味では、申請が正確に漏れのないように、先ほど、三好委員もおっしゃっていましたけど、確実に受けていただけるのが一番いいと思うんです。

この産前産後の免除について、4年前だったと思いますが、国民年金でもこの免除が始まるので、この委員会で質問をさせていただきました。

そのときには、ちょうどコロナもあり外 出がなかなかしにくい、小さい子を抱えて 移動しにくいのでオンライン申請を要望 させていただいたんです。 その後、オンラインの申請ができるようになっているのかどうか。そして、国保もそういったことができるのかどうかを併せてお聞きします。

- ○増永和起委員長 畑原課長。
- ○畑原国保年金課長 それでは3点目の ご質問にお答えいたします。

国民年金の産前産後保険料免除につきましては、ご意見のとおり平成31年度からできるようになっており、届出が必要で、また対象の免除期間としては4か月分ということで、今回の国民健康保険の内容とほとんど同じ内容になっております。

オンラインでの申請、届出でございますけれども、現時点で確認する限りにおいて、まだオンラインの申請には対応できていないことを確認しております。

今後、政府が進めるガバメントクラウド 等々、DXの推進によってオンライン申請 の推進がなされていくものと考えており ます。

国保の産前産後保険料免除につきましても、直ちにオンライン申請の予定はしておりませんけれども、先ほどの国民年金と同様、先々そういった手続の簡略化等も可能性としてあるものと認識しております。以上です。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 ありがとうございます。 マイナンバーカードをいろいろと国保の 保険料とかいろんなものがひもづけして いることを考えますと、できるだけ申請が オンラインでできれば、もっと簡単で楽に なる。忘れたとか、特に出産後はなかなか 本人の体調もあり、また一時、実家に帰っ て出産になりますと申請が遅れたりもあ るのかもしれません。ぜひオンライン申請 について進めていけるように要望をして

いただきたい。

様々な軽減制度については理解をいたしました。経済的な負担軽減でこの免除が行われることは本当にありがたいことだと思います。社会保険ではもう既に始まっていたということです。やっと国民健康保険もついてきたのかという感じです。これからもこういった制度がもっと充実できることを願っております。これからの申請どうぞ丁寧に対応していただきますよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○増永和起委員長 ほかにありますか。 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 私から1点だけ、意見要望です。

先ほど来からご説明ありました産前産 後の保険料免除についてです。周知につい てホームページとか広報紙でもやるとお っしゃっていました。私、男性なので細か いことは分かりませんが、出産のとき、な かなか余裕がないのでそういったところ で見る、あるいは自分で確認することはな かなかできないと思います。先ほど、ご答 弁がありましたように出産育児課の母子 手帳の配布、市民課の出生届のときとうま く連携して確実に対象者には情報が届く ようにだけ徹底していただきたいので、よ ろしくお願いします。

以上です。

○増永和起委員長 ほかにございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑を終わります。 暫時休憩します。

> (午後1時34分 休憩) (午後1時35分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第72号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

福住委員。

- ○福住礼子委員 介護保険特別会計補正 予算書、26ページ、債務負担行為につい てお聞きします。この内容について、まず お答えいただきたい。
- ○増永和起委員長 細井課長。
- 〇細井高齢介護課長 要介護認定調査事業債務負担行為についてお答えします。

内容につきましては、要介護認定の審査 に係る窓口業務及び審査会業務の一部業 務を委託するものでございます。

具体的な事務内容といたしましては、介護認定に係る申請、主治医の意見書の依頼 回収、介護認定審査会の業務の進行補助及 び結果通知の発送等となっております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 ありがとうございます。 前回、令和2年度のときは、令和3年度から5年の期間で債務負担行為限度額が6, 000万円に設定をされておりました。今 回、6,540万円になっています。増額 理由についてお答えいただきたい。
- ○増永和起委員長 細井課長。
- ○細井高齢介護課長 お答えします。

前回、債務負担行為の上限額の設定につきまして6,000万円で設定させていただいておりました。今回が6,540万円という設定にさせていただいてるんですけども、この増額の主たる要因につきましては、高齢化の進展に伴います対応件数の増加によるものが大きく、令和3年度から令和5年度における要介護、要支援認定の申請件数、約1万1,100件ございました。これに対しまして次期債務負担行為期

間となる令和 6 年度から令和 8 年度につきましては約 1 万 2 , 3 0 0 件を見込んでおります。

また、この増加に伴いまして令和4年度より介護認定審査会の回数を月8回から月11回に増回しております。これが主に経費の増加につながったものでございます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 福住委員。
- ○福住礼子委員 「高齢化の進展」と聞きますと、本当に人数が増えてくる、対象者が増えてくるというのは周りを見てもすごい実感をするところです。

特に、コロナ禍の3年間で皆さんが活動 を止めざる得なかったところから、体力が 衰え、人と会う機会が減り、会話が減って 認知症が進んでという方が本当に周辺に 多いです。

そんな中でもやっと今、動き出し、お友達と会ったり老人クラブの会合に出たり、 集い場に誘われて行ってみたりと少し回復されている方もいらっしゃって、介護度がちょっと軽くなる方も稀にいらっしゃいます。

介護度が軽くなると、「軽くなった」といって喜んではらへんのです。何か損したみたいに言う方もいらっしゃって、「ちょっと意味が違うんだけど」と思いながら聞いているんです。人それぞれ受け止め方がきっとあるんだと思います。

一方、いまだに介護を受けずに足を引きずりながら、よたよたしながら歩いている方もいます。その辺どのように私たちも声をかけて「申請したらどうですか」と気軽に言ったら、お金もかかるとご不安になる方もいらっしゃるので、介護のこれからの対応は本当に大変だと思います。

本当にこの数が増えていくことも懸念 されるところです。一方、ヘルパーとかケ アマネジャーが減ってきており、少し心配 する点があります。

今までずっと頼りにしていたケアマネジャーが年齢で、パソコンはいじれないので辞められました。ケアマネジャーがこれからどのように対応できていくのか懸念です。この人数が増えていくことと、それをする側の対応力については、高齢介護課もしっかりと注視していただいて、今後の介護申請に関わる業務、どうぞよろしくお願いをいたします。

- ○増永和起委員長 ほかございませんか。 森西委員。
- ○森西正委員 要介護認定調査事業です。 市民の声で、認定の時間が少しかかって、 待つ時間が長いという声が多くあります。 その点の改善、現在、どういう流れで、結 局、出るまでにどの程度の時間がかかって いるのか、お聞かせいただきたい。

市民の声としては「早く」という声があって、どの部分をどう改善していけば、そこが早くなるのか、今のかかる時間がもういっぱいいっぱいなのか、お聞かせいただきたい。

- ○増永和起委員長 細井課長。
- 〇細井高齢介護課長 2点のご質問にお 答えします。

現状の介護認定の申請から決定までに要する期間になるんですけども、こちらにつきましては令和4年度の実績で42.3日となっております。原則、国からは「30日」という数字を求められているところでございますが、本市におきまして「42.3日」という状況でございます。

令和3年度以前におきますと50日を 超えるようなときもございました。改善方 法といたしましては、先ほどの福住委員の ところでもご答弁させていただいてるん ですけども、多くの数をどれだけさばいて いけるかというところになってくるかと 思いますので、令和4年度から月8回とい うところを月11回に増回させていただ いているところでございます。

こういった形で40日前後まで日数を 縮めることはできたんですけども、まだ3 0日を超えている状況で、今後も高齢者の 増加が見込まれ、認定審査を必要とする方 が多く出てくるのかと思います。

そういった中で国でも法改正等々ございまして、令和3年4月の法改正を見ましたら、例えば、要介護認定で更新前後で要介護度に変更がない方については、最長48か月に延長とか、更新される方については、そういった形でできる限り更新の回数は減らせるような取組もされております。

そういったところも踏まえまして、どれだけ効率的効果的に件数をさばいていくかというところでもございますので、その辺は次期委託業者とも調整しながら、1回当たりの審査件数がどれだけできるかも踏まえてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 今回の限度額が6,540 万円で出ています。例えば、費用を多くすれば日数が早くなることがあったり、限界があったりとか、次の業者で改善の話をされるということです。そこのところは、金額の問題、人的な問題なのか、現実的にどういうところが問題なのか。
- ○増永和起委員長 細井課長。
- ○細井高齢介護課長 お答えします。認定 審査会を行うに当たりましては、お医者さ

んであったりとか委員に出席いただいて 2次判定になるんですけども、そういった 中で審査をしていくことになります。「月 11回に増回しました」と申しましたけど も、審査していただける委員の日程調整 等々もございますので、何回が限界ですと いうところはまだ分かかりませんけども、 どこまで回数を増やしてやっていけるの かは今後、精査していきたいと考えており ます。

以上でございます。

- ○増永和起委員長 森西委員。
- ○森西正委員 委員も本業がありますから、そこは調整しながら難しいところだと思いますけれども、市民の立場から、国が示されている30日に近づけていただけますようによろしくお願いをします。
- ○増永和起委員長 ほかにありますか。 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 1点だけ、11ページ、包括的支援事業・任意事業費の会計年度任用職員報酬で148万5,000円減額されています。その理由といいますか、今の状況についてお聞かせください。
- ○増永和起委員長 細井課長。
- ○細井高齢介護課長 お答えします。減額 の理由でございます。

こちらにつきましては、当初、予定しておりました採用時期での人員確保、具体的には介護給付適正化専門員、こちら介護給付に係るケアプランチェックの適正化等の業務を担っていただいている会計年度任用職員であるんですけども、令和5年度当初からの人員の確保に至らなかったことに伴いまして、上半期分の不用額195万7,000円を減額するものでございます

高齢介護課としましては、現在2名の会

計年度任用職員がいらっしゃるんですけども、3名の人員体制を考えておりますので、今年度下半期以降になりますが、まだ採用は考えておりますので、順次、体制を整えてまいりたいと考えております。

- ○増永和起委員長 光好副委員長。
- ○光好博幸委員 ご答弁ありがとうございます。介護給付適正化専門員、恐らく採用には経験とか専門的な知識等々、要ると思うのでなかなか難しいというか、2名体制でなかなか苦労されているかと思います。粘り強くというか、しっかりと採用できるように取り組んでいただきたいのでどうかよろしくお願いします。

以上です。

○増永和起委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○増永和起委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決 します。

議案第68号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第72号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第88号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第89号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第90号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第91号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第92号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時53分 休憩)

(午後1時54分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事 務調査について協議します。

令和6年度の行政視察につきましては、 令和6年4月下旬から5月中旬の実施を 予定しております。

視察を実施するに当たっては、相手市との調整等で一定の時間を要することから、本日は視察項目のみ協議・決定し、3月の本委員会までに事務局で視察先を調整してもらいたいと考えております。調整ができましたら、3月の本委員会で視察先等を決定しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、視察項目について協議をさせていただきます。

三好俊範委員。

○三好俊範委員 委員長が以前、おっしやっていた補聴器の補助について、私も視察

したいと思っています。

○増永和起委員長 加齢性難聴に対する 補聴器補助ですね。

ほか、何かありますでしょうか。こうい うところに行きたいとか。

福住委員。

○福住礼子委員 食品ロスの取組で、以前、 群馬県前橋市に行きました。

そこから少し進んでいるところもあったりして、昨日、テレビで埼玉県草加市というところが、商工会が柱になっていろんな企業とかにも声をかけ、食品ロスの取組を進めています。草加市がいいというわけではないんですけど、フードバンクもいい取組をやられていました。食品ロスについて、摂津市もいろいろやっているので、そういうのがあれば視察したいというのはあります。

補聴器の件と絡めて行くんやったら、距離とかいろんなことがあるんでしょうけども。

○増永和起委員長 フードバンクで冷蔵 庫がついてるところがあったりとかです か。

福住委員。

○福住礼子委員 そうです、もちろんそう いうのです。

企業が協力的で、だから商工会というと ころが一つのキーになっているみたいだ と思うんです。

- ○増永和起委員長 加齢性難聴、食品ロス、フードバンクについて。
- ○福住礼子委員 あと移動支援が、見に行きたいけどなかなか、見に行ったところで 摂津市に合うか合わへんかもあるかと思うけど。

テスト的にいろいろやり出してるじゃないですか。それは大阪府内でもやってる

かもしれませんけど。

○増永和起委員長 デマンドバスみたい な感じのやつですか。

福住委員。

- ○福住礼子委員 そうです。 乗り合いタクシーとか。
- ○増永和起委員長 項目としては、ほか特にないですか、産業振興とか。

光好委員。

- ○光好博幸委員 個人的には、近いところで東大阪市のものづくりとかは、すごく興味があるんだけど、視察で一泊二日というものではないので、今回は項目に入れなくて大丈夫です。
- ○増永和起委員長 この中から2項目に 決めてしまっていいですか。

福住委員。

- ○福住礼子委員 テーマがあれば少し調 べやすいので、幾つかあれば。
- ○増永和起委員長 デマンドバスとか医療の関係とか、高齢者政策とかいろいろあると思うんです。

今、出てる中から決定してもいいとは思ってるんですけれども。

福住委員。

○福住礼子委員 ごみも気になるところ なんです。今、摂津市は何でも燃やすよう に変わってしまったから。

でも、プラスチックは捨てんといてほしいというのは、私の心の中に少しあります。

でも、今、視察に行くのは時期が違うな と思っています。茨木市とのごみ処理広域 化が始まったばっかりなので。

○増永和起委員長 では、視察項目としましては、加齢性難聴の補聴器補助が一つ目、 二つ目は、食品ロス、フードバンクについて、三つ目が、高齢者の移送手段について、 この三つの中で、相手先もありますので、 事務局で探していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) ○増永和起委員長 それでは、ただいまの 協議のとおり決定させていただきます。 これで、本委員会を閉会します。 (午後2時2分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 森西 正